

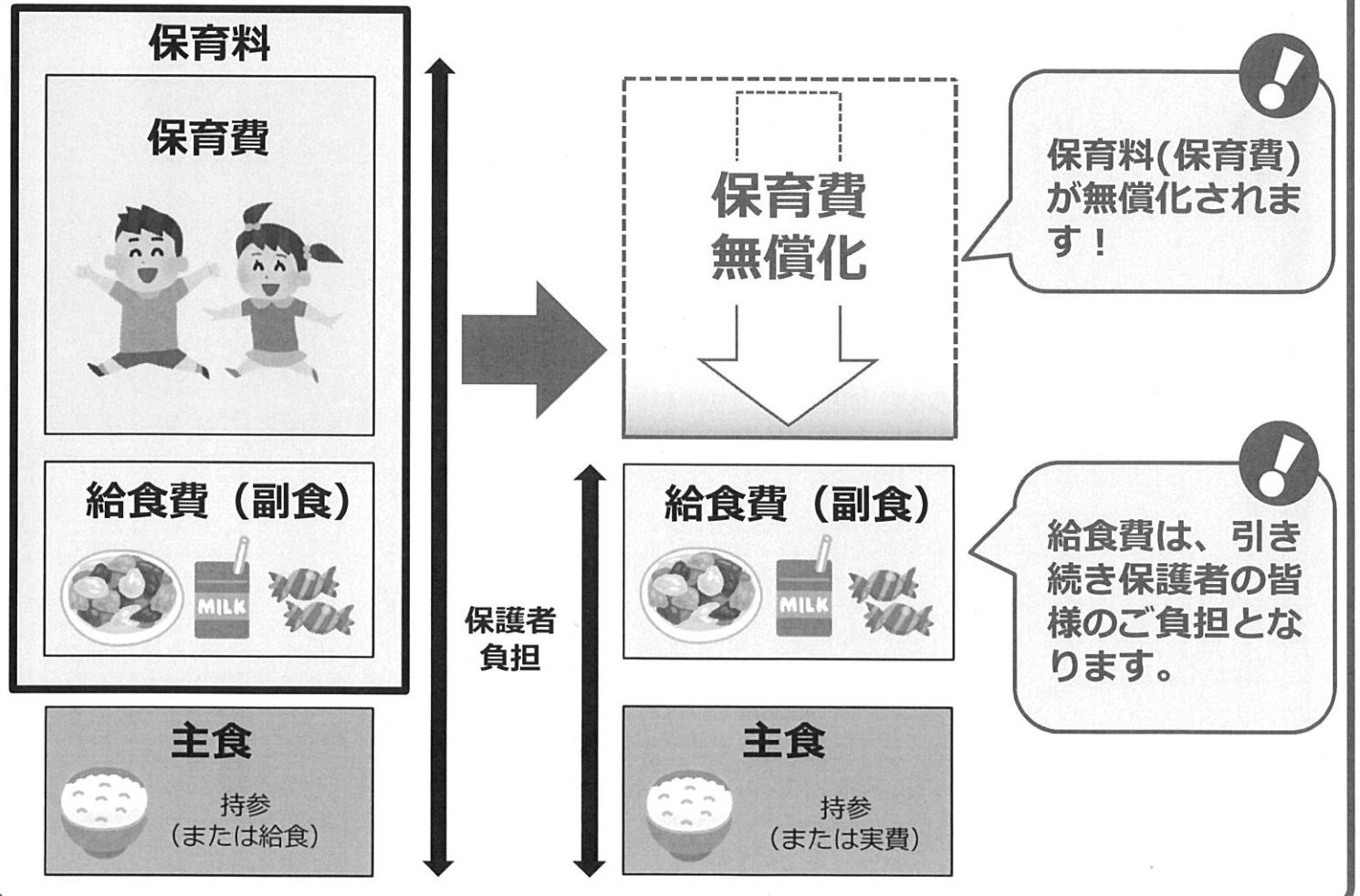
3～5歳児の保護者の皆様へ

10月から、給食費の支払いが必要になります！

- 10月から、3～5歳児のお子様については**保育料が無償化**されるため、保育料を八雲町にお支払いいただく必要がなくなります。
ただし、『**給食費**』の支払いが必要です！
- **給食費とは、おかず、牛乳、お茶やおやつなどの副食の費用です。**
※給食費にごはんやパンなどの主食の費用は含みません。
- これまで、保護者の皆様から八雲町へお支払いいただいていた**保育料は「保育費」と「給食費」を合わせた金額**でした。今回の保育料無償化は「保育費」の無償化です。**10月からは各園に直接「給食費」をお支払いしていただきます（詳細は裏面をご覧ください）**
- 所得が低い方や、第3子以降のお子さんは給食費が免除になります。対象になる方については、別途お知らせいたします。

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～

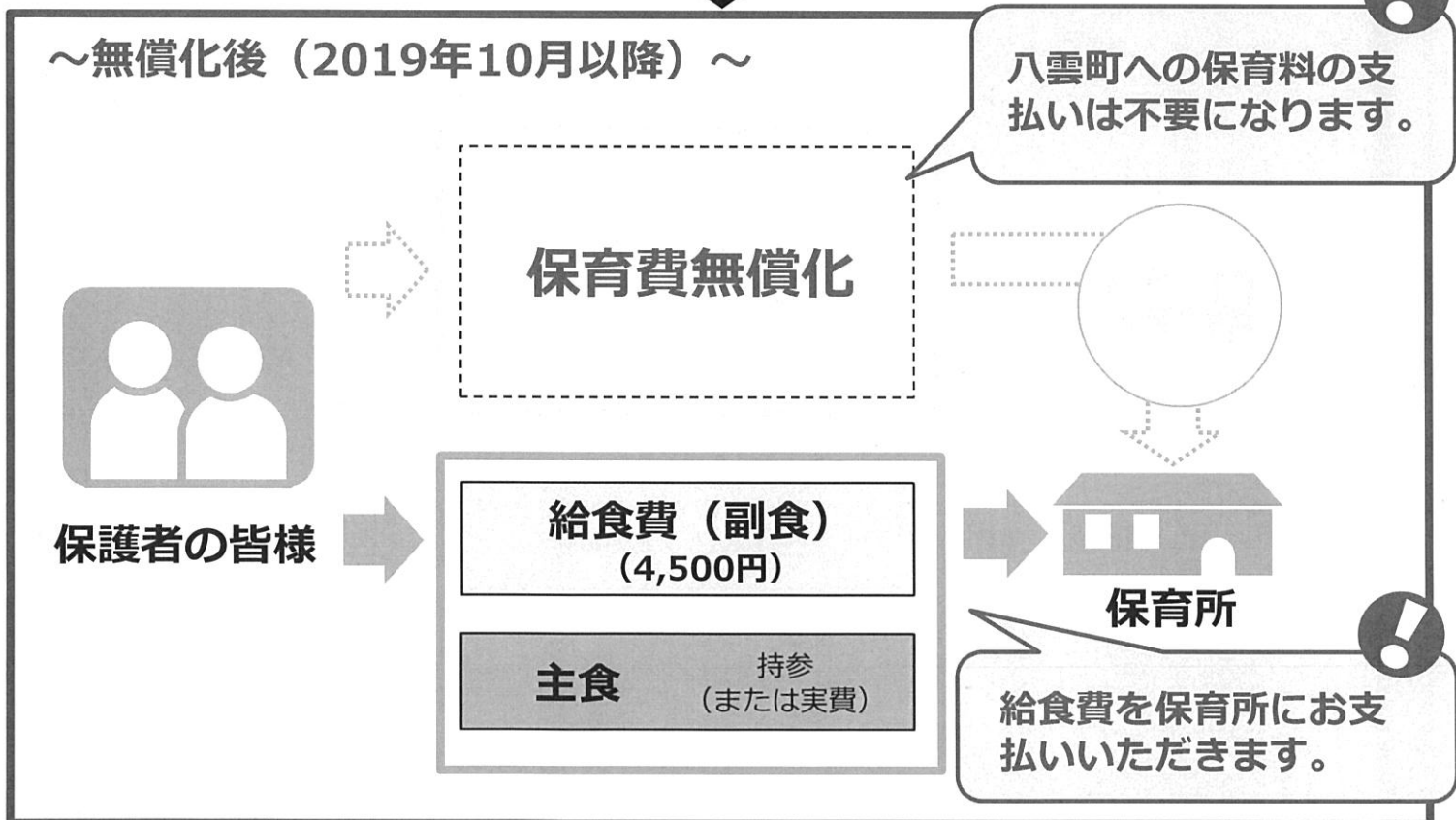
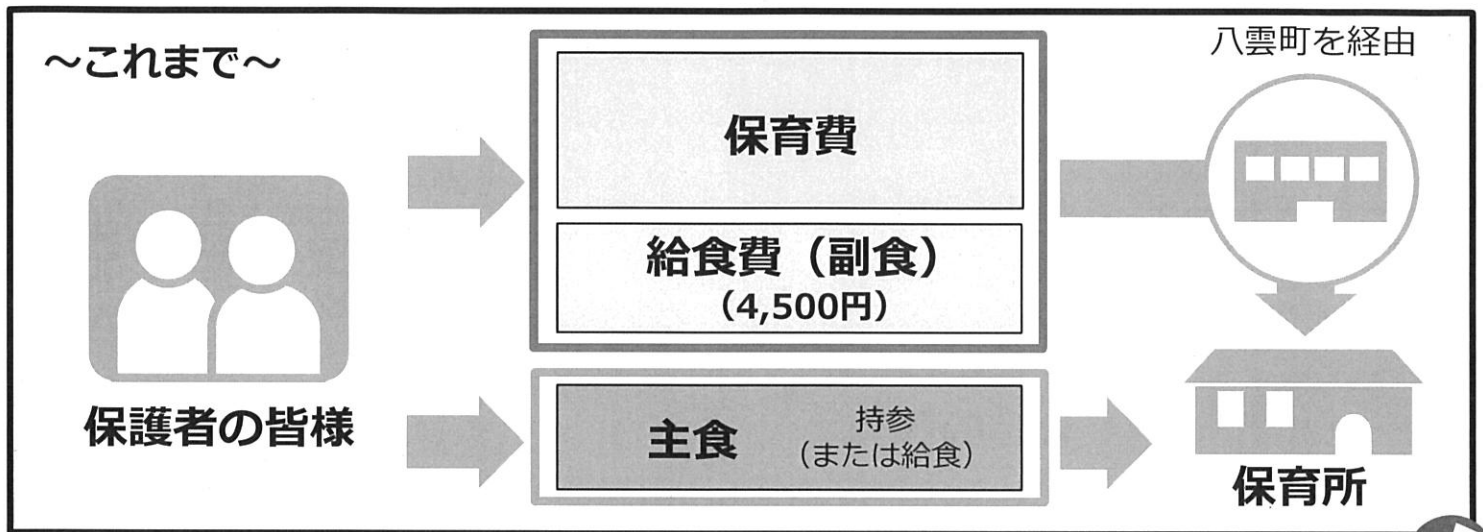


● 給食費は通っている園に直接お支払いください。

支払い方法については、各園からお知らせがあります。

● 給食費は八雲町内の各園一律で月額4,500円です。

● 給食の運営に大きく影響いたしますので、各園の定めた日までに必ず給食費をお支払いください。



問い合わせ先 : 八雲町役場住民生活課児童係
☎ 0137-62-2112